

ニセコ町気候変動対策推進条例案の縦覧

ニセコ町気候変動対策推進条例を制定したいので、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項の規定に基づき、公表し意見を求める。

令和6年11月14日

ニセコ町長 片山 健也

記

- 1 制定する条例名 ニセコ町気候変動対策推進条例
- 2 条例の制定案 別紙（案）のとおり
- 3 制定の理由 脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策の推進に関し、町、事業者、町民並びに滞在者の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定めることにより、気候変動対策の推進を図り、持続可能な地域経済の発展と良好な環境の継承に寄与することを目的とする。
本条例の制定により、建築物を新築する施主に対し、建物のエネルギー性能に関する評価、環境への負荷低減を図るための措置の検討及びその結果について町へ届出を提出することを義務付けることとする。これにより、国・道のみでなく、町でも省エネ基準の適合状況を把握することを目的とする。
- 4 公表の期間等
(1) 縦覧の期間等 とき：11月14日（木）から11月22日（金）まで
ところ：ニセコ町役場企画環境課・町ホームページ
(2) 意見の受付期間 とき：11月14日（木）から11月22日（金）まで
ところ：ニセコ町役場企画環境課
- 5 提出された意見項目の公表等 とき：11月25日（月）
ところ：町ホームページ
- 6 本縦覧に関するお問合せ先
ニセコ町役場 企画環境課 環境モデル都市推進係
担当：主事 永澤 香 不在時：係長 長谷部翔馬
電話：0136-44-2121 FAX：0136-44-3500
時間：8時15分～17時15分